

医療経済実態調査(医療機関等調査)に 係る主な論点

目次

1. 有効回答率向上に向けた対応
2. 調査項目の見直し
3. その他

目次

1. 有効回答率向上に向けた対応
2. 調査項目の見直し
3. その他

前回の調査実施小委（平成28年10月19日）での主な意見

- 損益は施設単位で算出できると思うが、資産・負債、税金等は施設単位での算出が困難な場合がある。損益は施設単位で、資産・負債、税金等は法人単位で調査してはどうか。
- 歯科では、医薬品費と材料費を伝票上区分していないケースもあると思われ、調査のために年間の伝票をすべてひっくり返して調べるのは現実的ではない。按分について、記入要領で丁寧に説明してほしい。
- 記入要領で丁寧に説明するほど、記入要領の記載が大量になって、回答者の負担になる可能性がある。
- 税理士・公認会計士等に委託・相談して回答するケースもあると思われるため、調査票・記入要領の内容について、税理士・公認会計士等の団体からアドバイスをもらうなどしてはどうか。

対応案①

○ 資産・負債、税金等について施設単位での算出が困難、収益・費用の内訳を区分していないために記入が困難な場合があるとの意見があることから、以下の対応を行ってはどうか。

(1) 分かりやすい按分例の記載 【改善】

① 資産・負債

(従来) 「病床数、面積、従事者数の割合など、調査対象となった施設分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計」とのみ記載。

(今回) 具体的な計算式を追記。

(例) 調査対象施設の資産・負債 =

$$\text{法人全体の資産・負債} \times \frac{\text{調査対象施設の病床数等}(\ast)}{\text{法人全体の病床数等}(\ast)}$$

※ 病床数、面積、従事者数の割合など、調査対象となった施設分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使用。

② 税金

(従来) 「税金総額を利益金額の割合で按分」とのみ記載。

(今回) 具体的な計算式を追記。

$$\text{(例) 調査対象施設の税金} = \text{法人全体の税金総額} \times \frac{\text{調査対象施設の利益}}{\text{法人全体の利益}}$$

対応案②

③収益・費用の内訳(医薬品費と材料費の区分等)

(従来) 特段の記載なし。

(今回) 具体的な按分方法と計算式を追記。

(例) 医薬品費と材料費を伝票上区分しておらず、改めて直近2事業年度分を調べることが困難な場合は、直近1ヶ月分等の割合を調べて按分

$$\text{医薬品費} = \text{医薬品費・材料費の総額} \times \frac{\text{直近1ヶ月分等(※)の医薬品費}}{\text{直近1ヶ月分等(※)の医薬品費・材料費}}$$

※ 直近1ヶ月分、直近3ヶ月分など、医薬品費と材料費の割合を適切に反映していると思われる期間を調査して使用。

(2) 電子調査票の機能の充実【新規】

電子調査票に、法人全体の金額と按分の基礎となる数値(病床数、面積、従事者数、利益等)を入力すれば、自動的に施設単位で算出できる機能等を追加。

(3) 相談機会の拡大【新規】

調査票等に、按分に迷った場合のコールセンターへの積極的な案内を記載。

(例) 資産・負債、税金等を施設単位で算出することが困難な場合や、医薬品費と材料費を区分していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合は、コールセンター(0120-XXX-XXX)にご相談ください。

対応案③

○ 前回の議論を踏まえ、以下の対応を行ってはどうか。

(1) 回答意欲の喚起

- ① 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施【継続】
- ② 厚生労働省が実施する公的な調査であることをさらに強調するため、医療機関等あての発送用封筒等を工夫【改善】
- ③ 回答のインセンティブを与えるため、電子調査票を利用して、回答施設に対して当該施設の経営状況を分かりやすくフィードバック【新規】

(2) 回答負担の軽減

回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合(詳細は後述)
【改善】

(3) その他

- ① 電子調査票の活用促進を図るため、電子調査票の利用を基本とし、電子調査票の利用が難しい場合のみ紙調査票を利用していただきたい旨を案内【新規】
- ② 今後の有効回答率向上策の検討に資するよう、非回答・非有効回答理由や非回答・非有効回答施設の傾向等について、より詳細に把握【改善】

目次

1. 有効回答率向上に向けた対応
- 2. 調査項目の見直し**
3. その他

調査項目の見直し①

- 病院、一般診療所の「病床数」、歯科診療所の「ユニット数」、保険薬局の「処方せん枚数」について、1病床当たりの収益等をより詳細に把握するため、調査対象を直近2事業年度分に変更してはどうか。

※ 第310回中医協総会(平成27年11月4日)において要望のあったもの。これまでは、「病床数」、「ユニット数」は調査年の5月31日時点、「処方せん枚数」は直近1事業年度分が調査対象。

- 保険薬局について、調剤基本料別、立地別の経営状況等を把握するため、
 - ・保険薬局が算定している調剤基本料等
 - ・保険薬局の立地状況(保険医療機関の敷地内外、保険医療機関との不動産賃貸借の有無 等)という調査項目を設けてはどうか。

- 軽減税率制度の導入への対応として、有床診療所の給食用材料費を把握するため、一般診療所について「給食用材料費」という調査項目を設けてはどうか。

※ 平成31年10月に、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の導入が実施される予定。軽減税率の対象は以下のとおり。

- ・酒類・外食を除く飲食料品
- ・週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

※ 「新聞」については、極めて少額であると推察されること、調査項目とした場合医療機関等の回答に係る負担が増大すると考えられることから、調査項目としないこととする。

調査項目の見直し②

○ 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合してはどうか。

主な見直し項目(案)	従来取扱	今回の対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科材料費 ※病院の材料費の内訳 	調査項目としていたが、報告書では「診療材料費・医療消耗器具備品費」と「歯科材料費」の合計値のみ集計	<u>「歯科材料費」を「診療材料費・医療消耗器具備品費」に統合</u>
<ul style="list-style-type: none"> ※給与費、設備関係費、経費、その他の医業・介護費用の内訳のうち以下の項目 ・給料 ・賞与 ・賞与引当金繰入額 ・医業貸倒損失 ・貸倒引当金繰入額 等 	調査項目としていたが、報告書では未活用	<u>削除</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・受取利息及び配当金 ・その他の収益 ・補助金・負担金等 ※病院の損益の内訳 	調査項目としていたが、報告書では合計値のみ集計	<u>「その他の収益」として統合</u>

⇒ 上記の削除・統合を実施した場合、調査項目数は15%程度の削減となる

病 院 : 124項目 → 105項目 (▲15.3%) 一般診療所 : 86項目 → 75項目 (▲12.8%)
 歯科診療所 : 78項目 → 66項目 (▲15.4%) 保険薬局 : 80項目 → 68項目 (▲15.0%)

目次

1. 有効回答率向上に向けた対応
2. 調査項目の見直し
3. その他

- 医療法人の事業報告書等(以下「事業報告書等」という。)には、医療法人全体の損益を把握できるなどのメリットがあるため、医療経済実態調査を補完するものとして事業報告書等を活用することが考えられる。
- 一方、病院、診療所単位のデータは把握できないなどの問題や、事業報告書等の調査結果をどのように活用するかという課題もある。
- そのため、医療法人の事業報告書等の活用については、引き続きの検討課題としてはどうか。

(参考)

- 医療法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等(以下「事業報告書等」という。)を作成し、毎会計年度終了後3ヶ月以内に都道府県知事に届け出ることになっている。
また、都道府県知事は、事業報告書等について請求があった場合には、過去3年分について閲覧に供することになっている。(医療法第51条及び第52条)
- 事業報告書等は、法人単位の損益データを記載しており、また、損益データには事業収益、事業費用、事業利益等の主要な項目のみを記載している。
- そのため、現在の医療経済実態調査で集計している病院、診療所単位の詳細な損益は把握できない。
- したがって、事業報告書等で医療経済実態調査を代替することは困難。

○ 事業報告書等は、

- ・ 医療法人全体の損益を把握できる
- ・ 都道府県に提出されているため、収集できれば抽出率を高めることができる
- ・ 時系列での比較ができる

ということから、医療経済実態調査を補完するものとして、事業報告書等を活用することが考えられるか。

【参考】 第17回(平成21年)調査に際し、決算書によって記載項目等が異なるため、決算書で調査票を代替することは困難、また、総務省から、調査票の記入内容に虚偽の報告がないかを確認することを理由に、決算書の提出を強制することはできないとの見解が示された旨の議論が行われた。

- 事業報告書等では、
 - 病院、診療所単位のデータは把握できない
 - 法人全体の中には介護老人保健施設等のデータ、保険診療を行っていない医療機関のデータも含まれる
 - 医療法人以外の法人及び個人のデータは把握できない(別途把握する必要がある)といった問題がある。
 - ※ 病院、診療所1施設のみ医療法人のデータは把握可能。また、介護老人保健施設等を有する医療法人のデータを区分集計することは可能。
- また、事業報告書等の調査結果を診療報酬改定等にどのように活用するかという課題がある。
- 事業報告書等の収集やデータ集計等に一定の作業や経費を要することも踏まえ、事業報告書等の活用についてどのように考えるか。